

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第1号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

9番服部でございます。

総務教育常任委員会は3月16日午後1時30分より開会をし、本委員会に付託された事件を審査いたしました。次のように決定しましたので会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第1号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑は特にございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、提案理由として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴うものであります。このマイナンバー法の一部改正でございますが、他の市町村などに新たに情報提供をするという法律の一部改正でございます。マイナンバー法、情報漏えいのおそれがあるということで一貫して反対しております。大治町は、まだ条例出ておりませんので他の市町村に情報提供するかどうか、それはまだ明らかではございませんが、その準備のための条例改正でございます。個人情報保護条例の一部を改正すれば情報漏えいのおそれがなくなるのかと。それはなくなるものでございます。本質的にマイナンバー制度自体に問題があるものでございますのでマイナンバー法に関するこの条例改正にも反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。議案第1号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この条例改正は、関係法令が改正されたことに伴い個人情報の取り扱いに関する事項を定めるものであり、本町の条例においても必要な改正を行うものであります。また、例えば今個人情報とかいう話が出たんですが、例えば皆さんお使いいただいているウィンドウズですね。テンとか、もし不具合があったらウィンドウズアップデート等は全部新しく改正をしております。これの方でも同じだと思いますね。不具合があった場合には条例改正をして正していくということは本来のものだと思いますので賛成いたします。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号大治町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第2号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第2号大治町職員定数条例の一部を改正する条例について、  
全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
特に質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第3号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第3号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。  
全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

特に質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第4号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告させていただきます。

総代手当を引き上げる提案であるが、特別職報酬等審議会に諮る手続が必要ではないか。また、総代会の意見聴取または通知はどのようにしていくのかという質疑がございました。特別職報酬等審議会条例には町長、副町長、教育長の給料の額を審議するため、今回の提案では諮ってはいない。また、3月23日の総代会において今回の提案事項を報告していく予定であるとの答弁でありました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第5号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第5号大治町税条例等の一部を改正する条例について。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

特に質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

本条例改正でございますが、法人町民税法人税割の税率の引き下げ100分の9.7を100分の6というのが提案をされております。国の政策の中で法人町民税法人税割、この部分を引き下げて地方交付税で交付していくという方針でございます。地方交付税でどこが問題なのか。これは昨年の町村議長会の学習会また今回の他の議員の一般質問の中でも出ておりますが、交付税できちっと手当てされているのか検証できないという問題がございます。それ以上に問題なのが国の財政事情などによって、全額その年度に補償されずに臨時財政対策債を発行せざるを得ないということがあります。ですから当然町の単独収入、歳入であるものは守っていくべきだ。また、地方交付税交付金でやるならば国税の範囲で手当てを考えるべきだ。地方税の範囲で考えるべきではないと思います。以上で反対理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

議案第5号大治町税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この条例改正は、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年延長、町民負担の軽減が図られ、また、軽自動車税の環境性能割の創設においては地方税法の一部改正に伴う適正な条例改正であります。先ほどありました法人町民税法人税割の税率の引き下げについては、国における交付税の原資とするための施策による改正であるためこの案件に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例及び大治町在宅老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第6号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は、3月17日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第6号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例及び大治町在宅老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

条例改正に伴い来年度4月以降、介護予防の名前が介護予防・日常生活支援総合事業

となるが、従来型、緩和型の事業について希望の家デイサービスと町立デイサービスの2事業所に対して許認可を出し、事業を実施することができるのかとの問いに対しまして、希望の家デイサービスは従来型。緩和型を実施する。町立デイサービスについては従来型のみ実施するとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号大治町心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第7号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第7号大治町心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。  
委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第7号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第8号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第8号大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第8号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号平成28年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。  
議案第9号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第9号平成28年度大治町一般会計補正予算（第5号）。  
全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
特に質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第9号平成28年度大治町一般会計補正予算（第5号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
主な質疑の内容をご報告申し上げます。

保育所運営費保護者負担金いわゆる保育料の減額について、待機児童の関係で当初見込んだ定員に達しなかったという状況の中での減額ということだが、隠れ待機児童との兼ね合いはどうなっているのかとの問いに対しまして、今回の減額は保育料の国の幼児教育の段階的無償化があり、その分の保育料の徴収対象児童が減ったものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第9号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案第10号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第10号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案第11号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第11号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回、繰越金を収入にして大変大きな金額の積立金を提案いただいているが、その要因は何かとの問いに対しまして、3年間の中期財政計画の中で保険料の設定をしており、平成27、28、29年と3年間同じ保険料としている。どうしても1年目、2年目については保険料自体のプール金が出るイメージとなり、3年目にそのプール金を取り崩し保険給付に当てるイメージで運営をしている。この繰越金は次期の介護保険料を決める場合の財源として活用していく予定であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第12号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第12号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成29年度大治町一般会計予算を議題とします。

議案第13号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第13号平成29年度大治町一般会計予算。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告いたします。

スポーツセンター管理運営費の設計委託料の中にプール跡地改修とあるが、プール跡地検討委員会の答申を受けての設計委託なのかという質疑に対しまして、昨年7月に町長に答申を提出し議会にも同年8月に報告もしている。今回この答申を受け、技術的問題・構造的問題を調査するための委託となっている。答申の実現に向けて努力をしてい

くものであるとの答弁でした。

また、教育費の人件費で新規に指導主事を採用していくとの提案があるが民間人採用を考慮しなかったのかとの問いに対しまして、教育現場の中には民間の力を借りる場面が多々ある。今回の提案は指導主事という立場で先生の指導を行うということで、民間の導入は考えていないという答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第13号平成29年度大治町一般会計予算につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

児童クラブについて、旧東部児童クラブの解体の時期はいつごろを予定しているのかとの問いに対しまして、新築した東部児童クラブの敷地にある建物の解体と跡地の駐車場の整備を行うもので、5月ごろから工期は60日という形で現在計画をしているとの答弁でした。

また、農業用施設管理の修繕料が新規で計上されているがその内容はどの問いに対しまして、三本木小糠田川と西條大辻の揚水機操作盤部品の取りかえ、西條神田川のゲートのベアリング交換を予定しているとの答弁でした。

また、資源回収拠点分別指導委託料について、来年度から実施することになっているがいつから開始する予定なのかとの問いに対しまして、4月の第2、第4土曜日から開始することを予定しているとの答弁でした。

また、道路橋りょう設計委託料について、毎年3橋ずつ修繕をするということで設計委託料が計上されているが、設計だけで修繕についてはしないのかとの問いに対しまして、平成29年度は設計だけでそれに基づく修繕は平成30年度を予定している。なお、平成30年度からは設計と修繕を同時に行っていくことになるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で各委員長の報告を終わります。

各委員長報告に対する質疑を行います。

総務教育常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫君でございます。何点か反対理由を述べさせていただきます。

まず第1点は、マイナンバー制度に伴う個人番号カード交付事務費及び個人番号カード交付事業費が計上されている点でございます。マイナンバー制度は個人情報漏えいのおそれが多いということでマイナンバー制度自体にも反対をしておりますし、本来これは国からの事業でございますので、ほぼ100%国からのお金でやるべきであるのに町の持ち出しも多々あるという点でございます。

2点目でございます。それは国保、都道府県単位で広域化されるそれは再来年度でございますが、それに伴うシステム改修費が計上されている点でございます。広域化されますと大治町にとって保険税が上がったり、一般会計からの繰り入れがしにくくなったりする等々の問題点がございまして、そういうことで2点目で反対をさせていただきます。

3点目は介護予防それが介護予防・日常生活支援総合事業ということで来年度ことし4月から行われますが、これは一般会計の中では職員の人件費という形できちっと分けることができないものでございまして、その点で反対させていただきます。他の議員などからは反対するなら修正案を出せということでございまして、人件費等々は分けてやることができない。ですから修正案を出すことができないということと、この3点を除けば100点満点の予算案かといいますと幾つか疑問点もございまして、ただちょっとナイーブな問題もございましてそれを反対理由とはしませんが、そういうところもありますので修正案としては出すことができない。反対をさせていただきますということでよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。平成29年度大治町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

平成29年度の当初予算は高齢者の生活習慣予防、生きがいつくり等を推進するための予算計上や保育所新設等に係る整備費の助成等の子育て支援対策や子供たちの教育の一層の充実を図るための人員配置に要する経費など子育て環境充実のための予算が計上されております。また、災害対策用備品購入費、医療救護所運営に要する経費など住民の安心安全を目指した予算も計上されております。これらの財源の確保が適切になされており、健全な財政運営に向けた予算でもあります。私はこの案件に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第13号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成29年度大治町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

議案第14号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第14号平成29年度大治町国民健康保険特別会計予算につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

保険基盤安定繰入金について、低所得者対策として保険基盤安定繰入金が入ったならば、その部分は低所得者の保険税を下げるのに使うべきではないかとの問いに対しまして、あくまでも算定の基礎となるものが軽減世帯や軽減の被保険者数についての保険税の減額された分を補填するものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほど委員長から報告もありましたように、保険基盤安定繰入金の問題でございます。その中の一部は低所得者対策でございます。行政側の答弁では、今まで低所得者対策でやっていることの補填で使う。新たに低所得者対策をするわけではない。本来国が新たにこういう繰入金を持ってきたということですから、新たに低所得者対策をすべき。それは低所得者の保険税を下げることしかないと思います。それをやっていない。他の市町村でもやっているところもあります。やっていないところも実は多いわけですが、国の施策、本来から言えば低所得者の保険税を下げるべきだと考えております。そうやっていないこの予算案には、反対をいたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（横井良隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

8番横井良隆君。

○8番（横井良隆君）

8番横井良隆でございます。議案第14号平成29年度大治町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

歳入では、国民健康保険財政の健全化のため低所得者の税の軽減に対する基盤安定負担金などにより自主財源の確保が図られております。また、歳出につきましても医療費などの支払いに必要な額が計上されその抑制も図られております。そもそも国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう加入者がふだん

から保険税を納め医療費の負担を支えあう助け合いの制度であります。国保は全ての人  
が何らかの医療保険に加入することになっている我が国の国民皆保険制度の中核として  
地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しております。これらの予算を計  
上した国民健康保険特別会計に反対することは、世界に誇る国民皆保険制度への挑戦で  
あると捉えられかねません。以上の理由により、私は本議案に強く賛成するものであり  
ます。皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定する  
ことに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成29年度大治町土地取得特別会計予算を議題とします。

議案第15号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第15号平成29年度大治町土地取得特別会計予算。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑は特にありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号平成29年度大治町介護保険特別会計予算を議題とします。

議案第16号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第16号平成29年度大治町介護保険特別会計予算。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑は特にありませんでした。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第16号平成29年度大治町介護保険特別会計予算につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型について、新年度どれくらいの予算を見積もっているのかとの問いに対しまして、新年度においては緩和型に対する予算の計上はしていないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

本予算でございますが、来年度、ことし4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。この事業は要介護1・2の方の訪問型サービス、通所型サービスを対象に将来的に介護保険から切り離していこうという国の施策の中で行われているものでございます。また、サービスの内容としまして特に緩和型は施設要件・人員要件とも、また基本報酬額とも切り下げたものになっています。これは利用者にとっても事業者にとっても大変な内容だと思っております。ですから、介護予防・日常生活支援総合事業自体に反対をしております。しかしながらこれは法律で決まってやらなければいけないもので、特に大治町の場合町立のデイサービスセンターがあるということで、介護保険制度が国の施策の中で変わっていく中で制度の切りかえのときにいろいろ不都合、対象となりにくい町民の方も出てくるということも考えられます。ですから、町立デイサービスセンターはそういうときに最後のとりでとなるべきだと思う。町立ですので意義が必要だと私は考えております。愛知県の中で町立としてこういう市町村立のデイサービスセンターは他にほとんど例がない。大治町は残っております。それは大切に残していくためにも町立デイサービスセンターの意義を考えていかなければいけない。それなのに、議案第6号の委員長報告の中にもありましたように、希望の家の方は社協に委託している方は緩和型はやるけれども町立の方はやらない。採算だけ考えれば当然やらないべきですが、町立は採算だけではないんですね。採算ではないんです。採算が合ってもその利益が出れば民間がやればいい。採算が合わなくて意義がなければこれはいろいろやり方がある。意義がやはり一番なんです。制度の谷間、改正のときにぜひ町の職員の方に考えていただきたい。それがやっぱりやれていないということで、特に町立デイサービスセンターは老人福祉センターとお風呂など一体でやっている。老人福祉センター

の存在にもかかわってくるんですね、町立デイサービスセンターの件は。ここら辺は総合的な問題でもございますのでしっかりと考え直してやっていただきたいということで反対の理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（織田八茂君）

1番若山照洋君。

○1番（若山照洋君）

議案第16号平成29年度大治町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

保険事業勘定につきましては、4月から始まる介護予防・日常生活支援総合事業に対する新たな予算措置として地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費や一般介護予防事業費、またサービス事業勘定につきましてはデイサービス事業における事業費等いずれの事業勘定においても適切に予算計上されているため私は本議案に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第16号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

議案第17号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第17号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計予算。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

特に質疑はございませんでした。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第17号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計予算につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

下水道処理委託料について、その算定の根拠はとの問いに対しまして、協定書に料金の定めがあり、その金額に基づき計上したとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

吉原でございます。公共下水道事業予算ですね、私これ一貫して反対しておりました。もともと導入の経緯等々いろんな事情もありまして結果としてですが大治町は愛知県の市町村の中では前から下水道計画がある中では最低の普及率でございます。これは事実でございます。それをどうしていくかと、それを考えるとき公共下水道事業はやはり10

年単位で考えていかなければいけない。大治町は愛知県を通して国の方にも計画を出しております。単年度で議論するだけでは足りないものだと考えております。社会資本総合整備計画というものも大治町は発表しております、平成26年末から平成32年末下水道整備推進重点化事業の対象処理分区における下水道処理人口普及率ということで、45.9%から62.4%に増加させる。これは国の方針に基づいて1人当たりの経費が60万円以下つまり効率のいいところを重点的にやっていくという中で計画を立てている。当然、それは反対するものではない。賛成するものではございますが、そこら辺議論がされていない、議会の中でも。当然単年度予算ですから単年度しかできませんが、全員協議会等々で計画は出していただいてやっぱりやるべきだと私は考えております。議論としてやるべきでございます。本来だったら賛成討論の中でしろと言われるかもしれませんが、大治町は議会ルールの中で反対者が一人いないと賛成討論はできませんので、現状では今まで反対者は私一人しかいませんのでちょっと反対討論の中で少し考えていただきたいということをお伝えして私の公共下水道事業最後の反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。議案第17号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計予算を賛成の立場から討論させていただきます。本町は全町市街化区域となっており非常に重要な施策であります。下水道の整備により家庭や工場から流れ出る汚水が既設排水路や河川に流れ込まなくなり、汚い水たまりや悪臭を解消しハエや蚊の発生を元から断っていきます。川は河川本来の美しい姿を取り戻していくためにも流域の兼ね合いを見ながら迅速に進めていってほしいと思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第17号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。  
議案第18号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第18号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

後期高齢者医療特別会計でございます。これは国の制度ではございますが、差別的な制度ということで最初から反対をしております。それ以上に私問題だと考えているのは都道府県単位で広域でやられているということで、保険料などは広域連合で決めることになっております。ですから市町村の方で議論すべき内容が少ない。本来町民の要求は保険料それをなるべく下げてほしい。それが要望であります。そういうことが議論できないというところでございます。「だったらお前、後期高齢者医療の議員になれ」と言われるかもしれませんが、今まで現実的にはなっておりませんし、これ以降は公職選挙法のこともありますので何も言いませんが、私としては後期高齢者医療特別会計これは本来的には市町村に戻すべきだと考えておりますし、できる範囲で市町村の中で議論すべきだと考えておりますし、こういう制度は廃止すべきだと考えております。やれるだ

けの議論はしておりますので、次に続く賛成討論の方でこの反対討論は無責任だとか横着だというような類いのことは言われぬように。また、国の制度に対して挑戦的だと他の議案の賛成討論の中で言われた方がございましたが、私は一町議会議員でございますので、国の制度に挑戦するほどできた人間ではございませんのでそこはちょっとご理解をいただいて、反対して制度に挑戦するようなことはございませんので、これはちょっと冷静になっていただいて議論をしていただきたいということをお話しして反対討論を終わります。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論に参加したいと思います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から始まり、対象となる原則75歳以上の方が安心して医療が受けられる制度として大きなトラブルなく今日まで定着してまいりました。また、財政運営の見直し等も図られて高齢者の医療また健康保持に必要な予算が計上されております。そういった点で私はこの予算に賛成するものでございます。良識のある皆様のご賛同をお願いして賛成討論とします。終わります。

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第19号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

6 番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第19号大治町道路線の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、発議第1号大学の高すぎる学費の値下げを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7 番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第1号大学の高すぎる学費の値下げを求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年3月7日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫でございます。

この意見書ですが、とにかく現在大学の学費が高すぎる。国立、公立、私立全てでございます。OECDの中の他の国に比べてもそういう状況であると。これも最近世論でも大きな問題になってきていることでございますので、町議会としても意見書を出すべきであると考えます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。大学の学費に対して値下げを求めていくという意見書でございますけれども、その基礎となる何で大学の学費が高いのか、その基礎となることをまずお示しを願いたいと思います。大学というのは義務教育ではございません。志した者が行く場でありますので、その点のところが高い安いという評価をされているならそのものをまず示さなければならないと思いますので、それをまず示していただきたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

大学の学費が上がっている。これは文科省の統計等々で明らかでございます。物価上昇率以上に上がっております。その原因としましては国の方のお金が減ってきている。国立大学の場合ですと国立大学の運営に回っていく金、公立大学・私立大学等々につきましては補助金の形で行くものが減ってきているというところでございます。具体的に何年から何年で減ったというものは持ち合わせておりませんが、それがありまして授業

料それぞれ国公立・私立全て上げざるを得ないというような状況の中で上がっている。何もどこかが余分にお金を取っているということではございません。以上でございます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

今提案者の方から具体的な例を挙げてというのはありませんでした。基礎的になるのは要するに国から各大学、国立なり私学に補助をする運営の補助をしていくのが少なくなっているから学費が高いのではないかなそんな論理が働いているように感じられます。進学をする者に対してはその道を極めたいということで行く話ですので皆苦学をして努力をして学問に励む方もいます。それが高いか安いかは本人の評価であります。苦学するのも一つの人生観であります。その辺のところをもってこの高い安いを評価していくのはいかなものかと思えますけれども、その点について再度質問させていただきたいと思えます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今の議員の質問でございます。やはり大学は志あるものに行く。苦学してでも行くべきだというお話でございますが、現状苦学しても行けない。親がそれなりにお金を持っていれば行けるのでございますが、家庭の収入これは減ってきている。ここ数年そういう状況でございます。また、奨学金など昔は無利子だったのが今は有利子など、また給付型がないなどこれは次の意見書になるわけですが、苦学して学ぼうにも学べない。生活するだけで生活費はアルバイト等々で稼ぐだけで精一杯で学費等々まで回らない。そういう状況でございます。家庭的に恵まれた方たちだけが大学に進学するというそういう状況でいいのか。志があれば家庭的に貧しくても進学できるようにこれは国の施策でやるべきだ。志だけではできない現状でございます。その点はよくご理解していただきたいと思えます。以上でございます。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

この次の発議第2号にかかわる問題でもありますから、先ほど言いました苦学してというのは創設された奨学金等自分の努力によって行くという観点で苦学という言葉を使わせていただいたんですけれども、学校経営に関してはそのような設備をするのには当然費用がかかってくるし問題にもなっているところもありますけれども、そういう点を考えてみれば当然国の助成というのは必要になってくる。その部分について求めるべきであって学費云々ではなくてそういう創設にかけて補助金をすることを求めるべきであると考えますので、その点の考え方はどうなんだということで3回目の質問を終わらせていただきます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

国の補助金で考えるべきだということですが、意見書の2、3、4を見ていただきたいんですが、国立大学では運営費交付金をふやすこと、私立大学では国の私学助成の中にそういう助成枠を創設すること、公立大学では授業料引き下げのため国から補助する制度を創設することということで、こういうふうに補助制度を設けなさいとそういうことによって学費を下げることができると言っておりますので、その数字等々具体的に言われるならまだしもきちっとこういうふうに補助金を出すべきだと言っておりますので、その辺は意見書の内容をもう少しお読みいただくと助かりますが。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。この意見書の中に2番の部分ですが、約1.5%に当たる毎年160億円多額な金額が明記されているわけなんです、この金額というのは何を基準としてこの金額が出てきたんでしょうか。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

国の方針の中で国立大学は毎年運営費交付金を毎年1%ずつ下げていくという方針がございましてそれで下がってきている。ですからそれを取り戻していくということで1%ですと遅いということで1.5ということで出てきた数字でございます。以上でございます。

○3番(林 健児君)

議長。

○議長(織田八茂君)

3番林 健児君。

○3番(林 健児君)

1%ずつ下がるということですね、それでは足りないから1.5%を明記したというご回答だったんですが、それではこの1.5%に当たる160億円程度をふやしたとしたなら高くなるという判断をされているわけですか。

○7番(吉原経夫君)

議長。

○議長(織田八茂君)

7番吉原経夫君。

○7番(吉原経夫君)

国立大学だけでございますね、国立大学今は学費は統一ではございません。それぞれの国立大学で決めている現状がございます。ですが、国の方針としてこういうふうに交付金をふやしていく、それを充てていけば10年間で半分にしていくことができるというこういう試算のもとでやられているものでございます。以上でございます。

○議長(織田八茂君)

答弁漏れがある。

○7番(吉原経夫君)

議長。

○議長(織田八茂君)

7番吉原経夫君。

○7番(吉原経夫君)

答弁漏れがあるということで。ちょっと私10年間で半分になるよということで、当然1年ごとにどれだけかというのはそれぞれ各国立大学で差があるとは思いますが、一応目標として国の方針として10年間で半分に国立大学してくださいよという方針でやっていくことですね。今の授業料ですね。以上でございます。

○議長(織田八茂君)

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長(織田八茂君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

発議第1号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 1名〕

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第21、発議第2号大学生の給付制奨学金の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

発議第2号大学生の給付制奨学金の実現を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年3月7日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

これですね、先ほどの発議第1号からの話ですが授業料が高くなっている。また、それぞれの家庭の収入も減ってきているという中で、今は奨学金があるんですがそれは貸与制でありまた有利子が多い。そういう中で大学を卒業された若者が多くの借金を背負っている。また、正規職員になりずっと働き続ければ返すことが可能ではございますが、非正規にたまたまついたとか、たまたま仕事がなかった等々になりますと返すことがで

きなくなるという現状がございます。特に大学院まで進学すると1000万円を超えるという状況でございます。ですから給付制奨学金を創設すること、有利子をとにかくなくすこと。もともと昔の制度では有利子の奨学金はございませんでした。全て無利子でございましたのでそういうこと。また、現在卒業された方で奨学金返済に困っている方に減免制度をつくるべきだという提案でございます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、発議第2号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 1名〕

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

ここで休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、海部地区急病診療所組合議員の選挙を行います。  
本町の選出議員数は1人で、議会議員の中から選出をするものです。  
任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間です。  
選挙は投票によって行います。  
議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（織田八茂君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（織田八茂君）

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
議席番号順に投票を願います。

[投票]

○議長（織田八茂君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
これより開票を行います。  
立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により、4番林 哲秀君、5番折橋盛男君、6番後藤田  
麻美子君を指名します。  
立会人の方お願いいたします。

[開 票]

○議長（織田八茂君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

折橋盛男君 12票。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、折橋盛男君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（織田八茂君）

ただいま海部地区急病診療所組合議員に当選されました折橋盛男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

5番折橋盛男君、どうぞ。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。海部地区急病診療所組合議員に選出いただきましてありがとうございます。組合議員としての責務を全うしてまいりますので今後ともよろしく申し上げます。

[拍 手]

○議長（織田八茂君）

おめでとうございます。

日程第23、海部東部消防組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は2人で、議会議員の中から選出をするものです。

任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間です。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（織田八茂君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（織田八茂君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

[投 票]

○議長（織田八茂君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、4番林 哲秀君、5番折橋盛男君、6番後藤田  
麻美子君を指名します。

立会人の方お願いいたします。

[開 票]

○議長（織田八茂君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

松本英隆君 6票

若山照洋君 6票。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、松本英隆君、若山照洋君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（織田八茂君）

ただいま海部東部消防組合議会議員に当選されました若山照洋君、松本英隆君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選承諾及びごあいさつをお願いします。

初めに若山照洋君どうぞ。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（織田八茂君）

どうぞ。

○1番（若山照洋君）

海部東部消防組合議会議員にご推挙いただきありがとうございます。一生懸命頑張りますのでよろしくをお願いします。

[拍手]

○議長（織田八茂君）

おめでとうございます。

続いて松本英隆君どうぞ。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、2番松本英隆君どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本英隆です。海部東部消防組合議会議員にご推挙いただきましてありがとうございます。有事の際には一番重要だと思っておりますので頑張りたいと思っておりますので今後ともよろしくをお願いします。

[拍手]

○議長（織田八茂君）

おめでとうございます。

日程第24、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

任期は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間です。

本町の組合議員数は2人です。

この選挙に当たっては、海部地区水防事務組合同規約第6条に掲げる「水防に関し学識経験があり、かつ熱意があると認められるもので関係市町村長の推薦する候補者のうちから選挙する」となっており、町長の推薦する候補者は配付させていただいたとおり、吉田英行君1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし議長が指名することに決定をいたしました。

海部地区水防事務組合同議会議員に吉田英行君を指名します。

お諮りします。

吉田英行君を海部地区水防事務組合同議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました吉田英行君が海部地区水防事務組合同議会議員に当選されました。

次に、町議会議員の被選挙権を有する者から1人選出します。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（織田八茂君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（織田八茂君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

[投 票]

○議長（織田八茂君）

投票漏れはありませんか。

[[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、4番林 哲秀君、5番折橋盛男君、6番後藤田麻美子君を指名します。

立会人の方お願いします。

[開 票]

○議長（織田八茂君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

林 健児君 11票

林 哲秀君 1票。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、林 健児君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（織田八茂君）

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました林 健児君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選承諾及びあいさつをお願いします。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。ご推挙をいただきまして本当にありがとうございました。この地区において水防は非常に重要な案件だと心得ております。重責を全うできるように頑張ってきてますので皆様のご指導のほどよろしく申し上げます。

[拍 手]

○議長（織田八茂君）

おめでとうございます。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで平成29年3月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時38分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員